長期化する新型コロナウイルス感染症の影響のため

子育て世帯を支援します

- **10**(1) 1027172 (2) 1027477
- 問 (1) こども福祉課〒 660 8501 【住所不要】 ☎ 6489 6272 🖾 6482 3781
 - ②地域産業課☎ 6430 9750 🖾 6430 7655

①子育で世帯への臨時特別給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育で世帯を 支援するため一時金を支給します。

- ◆**支給額** 子ども1人当たり10万円。
- 図①令和3年9月分の児童手当支給対象※となる子ども②令和3年9月30日時点で平成15年4月2日~18年4月1日生まれの子どもを養育し、所得が児童手当の所得制限限度額未満③令和3年9月1日~4年3月31日に生まれた児童手当支給対象※の子ども――の保護者(①振込日は令和3年12月27日③児童手当支給決定後に通知を送付します)国①③原則不要②3月18日(必着)までに所定の用紙を郵送か直接こども福祉課。
- ※ 特例給付を除く

②所得制限を超えた子育で世帯へあま咲きコインを付与

市独自の取り組みとして、所得制限により①の対象とならない子育て世帯に対して電子地域通貨「あま咲きコイン」 (ID 1024632)を付与します。同コインは、専用アプリ・カードを利用して、市内取扱加盟店 (ID 1025048) で1ポイント1円として利用できるキャッシュレス決済サービスです。

◆**付与額** 子ども1人当たり5万円相当分の同コイン。

図市内在住の平成 15 年 4 月 2 日~令和 4 年 3 月 31 日に生まれた子どもの保護者(①の対象者を除く)。

詳細については、決まり次第、市のホームページなどで お知らせします。